

創業相談窓口を利用された方へ

「認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書」発行のお知らせ

くらしき創業サポートセンター各所で実施する窓口創業相談事業は、国の「特定創業支援事業」の認定を受けています。

1カ月以上にわたり4回以上継続的に、経営、財務、人材育成、販路開拓等、起業に必要なノウハウについて指導を受けた方は、倉敷市または早島町へ申請することにより、「認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書」の発行を受けることができます。

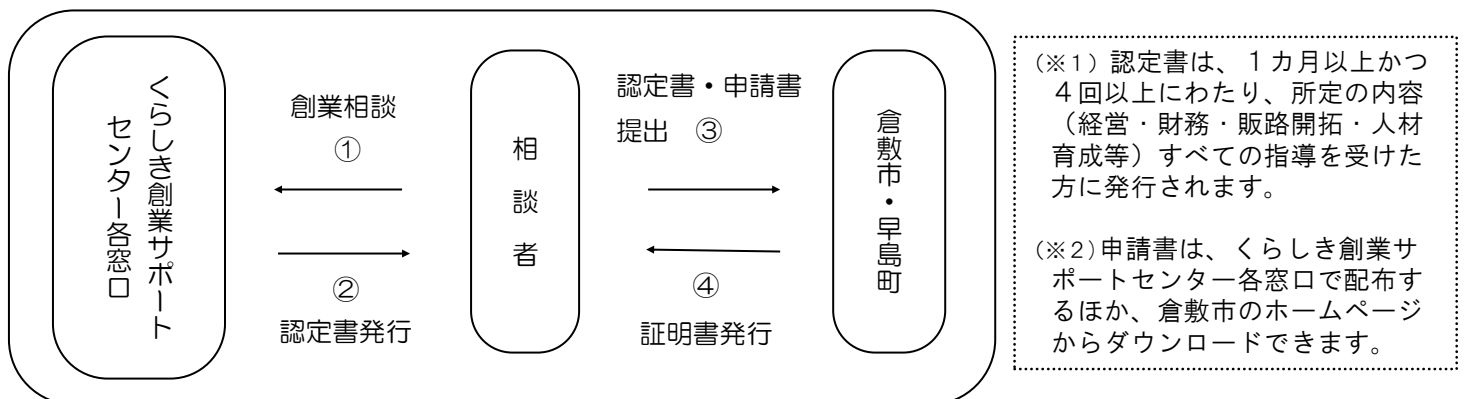
① 証明書によるメリット

倉敷市・早島町から「認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書」の発行を受けた方は、創業にあたり次のような支援を受けることができます。

1	創業時又は創業後5年未満の個人が会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社のいずれか）を設立する際、登録免許税が軽減されます。
2	無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を、事業開始の6か月前から受けることが可能となります。（別途、審査があります）
3	日本政策金融公庫の新創業融資制度の自己資金要件を充足したのものとして、利用することが可能となります。（別途、審査があります）

② 証明書の発行を受けるには

「認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書」の発行を受けるには、くらしき創業サポートセンター各所から発行された認定書（※1）と、必要事項を記入した申請書（※2）を、倉敷市または早島町へ提出してください。



お問い合わせ・申請書のダウンロード
倉敷市商工課 TEL (086)426-3405
FAX (086)421-0121
<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/shoukou/>

「くらしき創業サポートセンター」とは

倉敷市・早島町と、倉敷・児島・玉島の各商工会議所、つくぼ・真備船穂の各商工会、日本政策金融公庫倉敷支店、中国銀行、トマト銀行、玉島信用金庫、水島信用金庫、岡山県信用保証協会倉敷支所、おかやま信用金庫、吉備信用金庫、笠岡信用組合、岡山県よろず支援拠点が協力して創業支援を行う組織です。



1 複数の窓口で相談した場合

複数の窓口で相談した合計で、「認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書」発行の条件（※）を満たした場合は、次の<手順①②>のとおり申請してください。

<手順①>各窓口で、それぞれの機関での相談内容と相談期間が記載された「認定書」の発行を受ける。

<手順②>倉敷市または早島町に、①で発行を受けた「認定書」全てと「申請書」を提出する。

※証明書発行の条件：1カ月以上にわたり4回以上継続的に、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つ全てについて相談・指導を受けること

2 証明書発行自治体について（倉敷市・早島町）

くらしき創業サポートセンター各所の「認定書」により、倉敷市または早島町のどちらでも証明書を発行することができます。

- ・会社設立時の登録免許税の軽減は、証明書を発行した自治体以外で創業する場合は受けられません。
- ・創業関連保証の特例は、証明書を発行した自治体以外で創業する場合でも受けることができます。

3 証明書を取得された場合の注意事項

1. 会社^{*1} 設立時の登録免許税の軽減について

(1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{*2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）、合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減されます。

(2) 特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

(3) 倉敷市または早島町が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

(1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を、事業開始の6か月前から^{*3}受けることが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

※3 信用保証の特例は創業者単位での保証枠になりますので、既に信用保証を受けている場合は、保証枠が新規に設定されるものではありません。

(2) 特定創業支援事業により支援を受けた方のうち、事業開始6か月前から創業後5年未満の方が支援対象の要件となります。

(3) 倉敷市または早島町が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足について

(1) 特定創業支援事業により支援を受けた者は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したものとして、利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

(2) 創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者が対象となります。

4. 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。